

第15回印刷産業環境優良工場表彰

実施要領

平成27年11月
一般社団法人日本印刷産業連合会

1. 目的

近年の環境問題に対する社会的な意識の高まり等により、グリーン購入、化学物質管理、VOC排出抑制、地球温暖化の防止等の様々な環境保全に係る要請が企業に対して強まっており、これらの対応に企業が要する労力やコストが年々増大している。

このような状況の下、これらのコストを単なる法律遵守や企業の倫理感に依存するだけでなく、グリーンプリンティング工場認定制度とともに、印刷産業の環境に配慮した環境優良工場の表彰制度を実施することにより、企業規模、業態に関わらず企業の環境問題に対する取組みを促進し、印刷産業関連工場の環境の改善及び各企業に対する社会の一層の理解の獲得を図り、我が国印刷産業の振興に資することを目的とする。

2. 応募資格

- (1) 一般社団法人日本印刷産業連合会の会員である10 団体（以下「会員団体」という）傘下の会員企業の工場であること
- (2) 平成28年2月1日現在において、該当工場稼働後3年以上経過していること
- (3) 最近5カ年以内に環境法令等に基づき操業停止等の行政による処分を受けていないこと

3. 表彰の対象

次の各号をみたしている工場を表彰の対象とする。

- (1) 工場の周辺環境対策（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、景観などから総合的に判断されるもの）が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- (2) 広域的な環境対策（地球温暖化防止、環境汚染物質の削減、化学物質管理、省資源、廃棄物処理・リサイクル等）が同業種内の他の工場に比較して高水準にあることまたは近年における環境改善が著しいこと
- (3) 工場内における作業環境（労働衛生、労働安全、清掃・整理整頓などから総合的に判断されるもの）が同業種内の他の工場に比較して高水準に管理されていること
- (4) 環境管理体制が整備されており、環境対応が明確に企業経営の中で位置付けられていること
- (5) 環境対応が企業経営の上で具体的効果をもたらしていること

4. 従業員規模別の募集

印刷産業全体の90%以上を占めている従業員規模29人以下の事業所の環境配慮をさらに促進することを目的に小規模事業所振興部門を設置。

一般部門…制限なし

小規模事業所振興部門…応募事業所従業員規模29人以下かつ企業全体の従業員規模49人以下

5. 表彰の種類と表彰数

(1) 経済産業大臣賞（以下「大臣賞」という） 両部門合わせて1工場程度

(2) 経済産業省商務情報政策局長賞（以下「局長賞」という） 両部門各1工場程度

(3) 一般社団法人日本印刷産業連合会会長賞（以下「会長賞」という）

両部門各2工場程度

(4) 一般社団法人日本印刷産業連合会奨励賞（以下「奨励賞」という）

両部門合わせて10工場程度

※上記賞以外に表彰に値する工場には特別賞を授与する。

6. 表彰の方法

環境優良工場表彰は、原則として毎年1回募集し、表彰該当工場については、賞状及び記念品を授与する。

7. 応募の方法

本制度に応募する工場は第1次審査用応募票を決められた期日までに、日本印刷産業連合会に提出するものとする。本応募票に対する審査で優秀と認められた工場（表彰候補工場）は、第2次審査用応募票を提出することができる。ただし、第2次審査用応募票の提出については、1企業1工場に限る。

また、過去に印刷産業環境優良工場の表彰（第1回から第14回）を受けた工場にあっては、第1次審査を免除する。

8. 応募の手続き

1) 第1次審査

(1) 提出書類

下記の書類を1通提出することとする。

①印刷産業環境優良工場応募票－第1次審査用－

(2) 提出書類の作成方法

手書き、Word等の利用を問わない。押印の上、郵送あるいはEメールで提出すること（Eメールの場合はPDFに加工すること）。

(3) 提出先

提出書類は、所属する会員団体事務局または日本印刷産業連合会に提出する。

(4) 提出期間

平成27年12月1日（火）～平成28年1月29日（金）

(5) 応募料

無料

2) 第2次審査

(1) 第1次審査通過の通知

第1次審査の結果、優秀と認められた表彰候補工場には、日本印刷産業連合会からその旨を文書をもって通知する。通知を受けた表彰候補工場は、第2次審査に応募することができる。また、過去に印刷産業環境優良工場の表彰を受けた工場にあっては、第2次審査から応募することができる（第1次審査免除）。

(2) 提出書類

下記の書類を正1通、副2通提出するものとする。

- ① 印刷産業環境優良工場表彰候補工場応募票－第2次審査用－
- ② 工場全体、各作業場、環境関連施設、その他記入項目に関する写真（別綴じのこと）

(3) 提出書類の作成方法

原則としてWord等を利用して作成することとする。

(4) 提出先

提出書類は、所属する会員団体事務局または日本印刷産業連合会に提出する。

(5) 提出期間

平成28年2月22日（月）～平成28年4月22日（金）

(6) 応募料

無料

9. 選考の方法

1) 第1次審査

- (1) 第1次審査用応募票を提出した応募工場に対し、印刷産業環境優良工場表彰審査委員会（以下「審査委員会」という）において、環境配慮に優秀な工場を選考するものとする。
- (2) 選考に当たっては、応募部門、各項目の回答状況及び応募工場の会社規模、業種、該当工程、工場設立後の経過年数等を考慮して行う。
- (3) 上記選考の結果、優秀と認められた工場は第2次審査を受けることができる。
- (4) 過去に印刷産業環境優良工場の表彰を受けた工場は、第1次審査を免除する。

2) 第2次審査

- (1) 表彰工場の選考は、日本印刷産業連合会内に印刷産業環境優良工場表彰選考委員会（以下「選考委員会」という）並びに審査委員会にて行う。
- (2) 審査委員会は、書類審査及び必要に応じて行う現地審査に基づき、選考委員会に対し表彰候補工場を推薦する。

- (3) 選考委員会は、表彰候補工場の中から「3. 表彰の対象」の各号のすべてをみたしている工場を会長賞に選出する。
- (4) 選考委員会は、上記の会長賞に選出された工場のうち、特に優秀と認められる工場であって、かつ環境優良化に継続的かつ積極的に取り組み効果を挙げており、受賞後も受賞水準が維持されると認められる工場については、経済産業省に対し局長賞の申請をする。
- (5) 選考委員会は、上記の会長賞に選出された工場のうち、最も優秀と認められる工場であって、かつ環境優良化に継続的かつ積極的に取り組み効果を挙げており、受賞後も受賞水準が維持されると認められる工場（ISO14001認証、G P工場認定のいずれかを取得、またはこれに準ずる管理水準が期待できること）については、経済産業省に対し大臣賞の申請をする。
- (6) 上記(3)、(4)は、部門別に審査する。
- (7) 上記によらず、特に努力及び改善が認められる工場には奨励賞を授与する。
- (8) 上記(3)～(7)以外に、継続した表彰制度への取り組み、業界等への功績など、表彰に値する工場には特別賞を授与する。
- (9) また、過去に受賞した工場については、その上位の賞に限り選考の対象とする。

10. 事後の報告

会長は、受賞工場から工場環境について、適宜報告を求めることができる。

【留意事項】

1. 選考にあたっては、環境負荷が高い業種、企業規模の小さい工場、設立後の年数が経っている工場等が不利にならないよう、環境配慮に努力している点を評価する。特に印刷産業の大半をなす小規模事業所の環境改善活動を振興するため、小規模事業所振興部門を設置した。
2. 大臣賞、局長賞候補の工場に対しては、応募書類の内容の実施状況等（労働災害状況等の確認も含む）について、審査委員会による現地審査を6月1日～6月24日の期間内に行う予定であり、これを受け入れることができる工場を選考の対象にする。
3. 表彰を受けた工場は、その概要を当連合会機関誌、印刷の月発行パンフレット及びホームページ等に掲載するとともに、業界紙、一般紙等にプレス発表を行う。
4. 表彰を受けた工場に対し、工場見学会及び講演会講師の派遣等を依頼することがある。

以上